

2024年度（令和6年度）  
福山市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間

2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

2 処理する一般廃棄物の種類

ごみ（固形状一般廃棄物）及び生活排水（液状一般廃棄物）

3 計画区域

（福山市全域）

行政区域内及び計画処理区域内人口			
行政区域内人口	456,800人	計画処理区域内人口	456,800人
固形状一般廃棄物			
計画収集人口	456,800人		
液状一般廃棄物			
計画収集人口（くみとり）	35,030人	みなし浄化槽人口	37,660人
浄化槽人口	46,470人	下水道人口	336,260人
自家処理人口	100人	集落排水人口	1,280人

4 収集する一般廃棄物の種類

(1) 一般家庭から排出された固形状一般廃棄物の分類

種類	主な品目
燃やせるごみ	紙くず、木くず、生ごみ、衣類・布類、プラスチック製の商品、汚れが落ちないプラスチック製容器包装、皮革類、灰等
容器包装プラスチックごみ	発泡スチロール、トレイ等のプラスチック製容器包装、ペットボトル容器
紙類（走島町を除く。）	新聞、雑誌、段ボール
資源ごみ	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター等
不燃（破碎）ごみ	ガラス類、陶磁器類、小型家電その他不燃製品等
燃やせる粗大ごみ	木製の家具類、寝具類等
蛍光灯・使用済乾電池・充電式電池・ビデオテープ類・ライター類	蛍光灯、使用済乾電池、ボタン電池、充電式電池、ビデオテープ、カセットテープ、使い捨てライター等

(2) 一般家庭及び事業所等から排出された液状一般廃棄物

種類	内容
し尿	くみとり便所から排出されたし尿
浄化槽汚泥	浄化槽から清掃時に排出された汚泥

5 一般廃棄物の排出量の見込み

区分	発生量
燃やせるごみ	1 2 0, 7 6 6 t
容器包装プラスチックごみ	4, 7 8 0 t
紙類	4, 0 1 5 t
資源ごみ	4, 8 9 9 t
不燃（破碎）ごみ	5, 0 3 6 t
燃やせる粗大ごみ	3, 6 0 4 t
使用済乾電池等	1 2 2 t
し尿	2 3, 3 5 0 kl
浄化槽汚泥	7 0, 3 2 0 kl

6 一般廃棄物の処理量の見込み及び処理主体

区分		収集運搬	中間処理	資源化・最終処分
燃やせるごみ	家庭系	直営 1 4, 3 4 3 t 委託（1 5 社） 5 7, 3 7 4 t	<焼却> 直営 1 2 5, 4 4 4 t	<再生利用> 焼却灰 1 0, 2 0 7 t
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 4 9, 0 4 9 t 公共施設の一部 直営又は委託		
燃やせる粗大ごみ	家庭系	直営 2 5 1 t 委託（1 4 社） 1, 0 0 6 t	<破碎>燃やせる粗大ごみ処理ライン 直営 3, 6 0 4 t	直営（鉄・アルミ・ペットボトル・フィルム等） 5, 5 4 2 t
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 2, 3 4 7 t		
容器包装プラスチックごみ	家庭系	直営 9 5 6 t 委託（1 6 社） 3, 8 2 2 t	<選別>プラスチックごみ処理ライン 直営 4, 7 8 0 t	委託（鉄・アルミ・ガラスびん） 3, 1 4 8 t
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 2 t 公共施設の一部 直営又は委託		
不燃（破碎）ごみ	家庭系	直営 6 4 5 t 委託（1 6 社） 2, 5 8 2 t	<破碎・選別>不燃性ごみ処理ライン 直営 5, 5 5 7 t	<埋立処分> 5, 1 7 1 t
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 （不燃ごみ） 1, 8 0 9 t 公共施設の一部 直営・委託		

資源ごみ	家庭系	直営 778t 委託（16社） 2,970t	<選別> 委託 4,899t	
	事業系 (直接搬入を含む。)	許可・直接搬入 1,151t 公共施設の一部 直営・委託		
使用済乾電池等 (家庭系)		直営・委託・許可・直 接搬入 122t		再生利用 122t
紙類		直営 710t 委託 2,840t その他 465t		直接資源化 4,015t
し尿		委託（1社） 100kl 許可（12社） 23,250kl	直営 93,670kl	<埋立処分> 20t <その他> 2,040t
浄化槽汚泥		許可（14社） 70,320kl/年		

※ 「許可」：市が許可する業者による処理、「直接搬入」：市民及び排出事業者による搬入

※ 「直営」：市の直接処理、「委託」：業者委託による処理

※ 資源化・最終処分における<埋立処分>には、既存の3焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター及び深品クリーンセンター）の閉鎖業務に伴い発生する焼却灰を含む。

## 7 ごみ処理実施計画

### (1) 収集及び運搬計画

#### ア 分別区分、収集方法等

分別区分	収集回数	収集方法	排出方法
燃やせるごみ	週2回	ごみステーション (集積場) ※内海町の燃やせる粗大ごみについては、戸別収集とする。	排出者は、透明又は半透明の中身の見える袋や紐等を使用するなど、分別収集に支障が生じないよう排出すること。
容器包装プラスチックごみ	週1回		
資源ごみ	月2回		
紙類	月1回(走島町、内海町及び沼隈町を除く。)		
	週1回(内海町)		
	月3回(沼隈町)		
不燃(破碎)ごみ	月1～3回		
燃やせる粗大ごみ	年4回		
使用済乾電池等	年4回		

イ 収集しない固形状一般廃棄物

区分	内容
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り資源化などの減量に努め、排出者自らの責任において適正に処理しなければならないため、排出者又は排出者が依頼した固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入すること。
一時多量ごみ	引越しごみ、大掃除ごみ及び庭木の剪定ごみなどの一時多量ごみについては、排出者又は排出者が依頼した許可業者が、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入すること。
土砂、石、ブロック、コンクリート等	少量であれば受入が可能であり、排出者自らが市の最終処分場へ搬入すること。
マッサージチェア、畳、エレクターン、オイルヒーター	排出者又は排出者が依頼した許可業者が、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入すること。
水銀を含む体温計など	排出者自らが、市の処理施設、各環境センター又は廃棄物対策課へ持ち込むこと。
特定家庭用機器（ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機〔ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式〕、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）	排出者の責任において、次のいずれかの方法により、法に基づく指定引取場所へ運搬すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに購入又は買替えをした販売店に依頼する（収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。）。</li> <li>・許可業者に依頼する（収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。）。</li> <li>・排出者自らが運搬する（リサイクル料金を負担する。）。</li> </ul>
フロン類を含む専ら業務用として製造・販売されている機器（エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、除湿器、ウォーターサーバー等）	排出者の責任において、次のいずれかの方法により処理すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類を適正に処理できる業者へ依頼する。</li> <li>・フロン類を適正に処理できる業者に依頼しフロン類を回収したのち、回収証明書の写しを添えて市の処理施設へ持ち込む。</li> </ul>
メーカーが行うリサイクル制度があるもの（パソコン、消火器、自動二輪、FRP 船）	排出者において、各協会等が実施するリサイクル制度を活用すること。なお、パソコンについては、回収を実施している販売店のほか、市が実施する小型家電の拠点回収等への持ち込みを行うこと。
その他（バッテリー、タイヤ〔自動車、バイク〕、農機具、ガスボンベ、ピアノ、農薬、耐火金庫、自動車ホイールなどの処理困難物）	排出者において、購入した販売店などでの引取を依頼すること。

ウ 町内清掃等により発生した固形状一般廃棄物

町内清掃、道路清掃等により発生した廃棄物については、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ実施者自らが収集運搬するか、市（市が委託した事業者を含む。）が運搬することとする。

(2) 中間処理計画

ア ごみ処理施設

施設名・所在地	処理能力	処理量	処理（焼却）残さ
リサイクル工場 福山市箕沖町107番地2	A：プラスチック ごみ処理ライン (選別) 45t/5h B：不燃性ごみ処理 ライン (破碎・選別) 115t/5h	A：4,780t B：5,557t	1,074t (焼却) 3,721t (埋立処分)
ふくやま環境美化センター 福山市箕沖町107番地14	A：燃やせるごみ 処理ライン (全連続焼却式) 600t/24h B：燃やせる粗大ご み処理ライン (破碎) 16t/5h	A：125,444t B：3,604t (破碎後の燃やせる 粗大ごみはA：燃や せるごみ処理量に含 まれる。)	10,207t (再生利用)

※ ふくやま環境美化センターは、2024年（令和6年）4月に試運転を開始し、8月から本格稼働する。府中市、神石高原町のごみについても、各自治体との協定に基づく品目（可燃ごみ、可燃性粗大ごみの破碎物、脱水汚泥等）を処理する。

※ 既存の福山市ごみ固形燃料工場及び既存の3焼却施設は、ごみの新たな受入れは行わず、施設の休止に向けた閉鎖業務（施設内に残存するごみの処理等）を行う。

イ 資源選別施設

施設名・所在地	事業主体	処理形式	処理能力	処理量
福山リサイクルセンター（民間施設） 福山市箕沖町56番地1	福山市委託清掃 協同組合	磁選別・ 手選別	60t/8h	4,178t
神辺クリーンセンター（民間施設） 福山市神辺町字湯野1540番地1	神辺クリーンセ ンター株式会社	磁選別・ 手選別	25t/8h	2,371t
内海リサイクルセンター 福山市内海町字新道644番地1	市（委託）	磁選別・ 手選別	1.6t/5h	22t

8 生活排水処理実施計画

(1) 収集及び運搬計画

内容	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬する廃棄物の量	23,350kl	70,320kl
収集区域の範囲	福山市内全域	福山市内全域
収集形態	走島町は委託、それ以外の区域は液状（し尿）一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表1のとおり）	液状（浄化槽汚泥）一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表2のとおり）
収集回数	おおむね月1回収集する。	浄化槽管理者の依頼により収集する。
収集の方法	各戸からの収集とする。	各戸からの収集とする。
その他	2か所の貯留槽（山野・芦田）及び3か所の中継施設（新浜・新市・深品）を使用する。 搬入区域については、市が指示するものとする。	

(2) 中間処理計画

施設名・所在地	処理方式	処理能力	処理量
汚泥再生処理センター 福山市箕沖町107番地2	膜分離高負荷脱窒素処理 ＋高度処理 資源化方式：助燃剤化	200kl/日	し尿 14,560kl 浄化槽汚泥 43,890kl
西部衛生センター 福山市松永町七丁目2番31号	標準脱窒素処理 ＋高度処理	150kl/日	し尿 6,850kl 浄化槽汚泥 20,550kl
走島し尿処理場 福山市走島町道閑11番地	好気性消化処理	2kl/日	し尿 100kl 浄化槽汚泥 50kl
内海し尿処理場 福山市内海町字岩谷2540番地	膜式高負荷脱窒素処理	31kl/日	し尿 1,840kl 浄化槽汚泥 5,830kl

9 最終処分計画

(1) 埋立処分施設

施設名・所在地	面積	埋立容量	埋立形式	区域内への 予定埋立量	浸出液処理設備 (処理能力)
		残余容量			
箕沖埋立地 福山市箕沖町10 7番地3	165,000m <sup>2</sup>	1,495,000 m <sup>3</sup>	サンド イッチ 方式	焼却灰 306t 不燃残さ 4,737t 清掃土 5,264t	5,600m <sup>3</sup> /日 →公共下水道へ
		0m <sup>3</sup>			
新箕沖埋立地 福山市箕沖町10 7番地4	85,000m <sup>2</sup>	628,000m <sup>3</sup>	サンド イッチ 方式	-	100m <sup>3</sup> /日 →生物処理、凝 集沈殿、砂ろ過 →放流
		232,440m <sup>3</sup>			
慶応浜埋立地 福山市柳津町22 85番地	41,000m <sup>2</sup>	155,800m <sup>3</sup>	サンド イッチ 方式	-	20m <sup>3</sup> /日 →深品クリーン センター焼却炉 噴射水槽へ
		休止予定			
深品埋立地 福山市神辺町大字 上御領3000番 地13	8,700m <sup>2</sup>	75,000m <sup>3</sup>	サンド イッチ 方式	焼却灰 90t	20m <sup>3</sup> /日 →新市クリーン センター焼却炉 噴射水槽へ
		休止予定			
新市埋立地 福山市新市町大字 下安井3328番 地6	7,200m <sup>2</sup>	60,000m <sup>3</sup>	サンド イッチ 方式	焼却灰 16t	10m <sup>3</sup> /日 →生物処理、凝 集沈殿、活性炭 ろ過→放流
		休止予定			
内海埋立地 福山市内海町66 2番地	3,000m <sup>2</sup>	10,700m <sup>3</sup>	セル工 法	不燃残さ 22t 清掃土 6t	-
		5,132m <sup>3</sup>			

※ 焼却灰は、既存の3焼却施設の閉鎖業務に伴い発生するもの

(2) 搬入される廃棄物の種類

種類	搬入容量	搬入量	備考
焼却灰	5,245m <sup>3</sup>	412t	焼却施設の閉鎖業務に伴うもの
不燃残さ	3,494m <sup>3</sup>	4,759t	
清掃土	2,898m <sup>3</sup>	5,270t	

## 10 ごみの発生・排出抑制、資源化等の取組

市民・事業者・行政の協働により、環境にやさしい資源循環型都市の実現に向け、廃棄物減量等推進審議会等の意見を参考に様々な施策を実施する。

施策	内容
環境啓発・教育等による意識の向上	環境学習の拠点施設となるリサイクルプラザを中心に、環境講座等の充実と様々な環境情報を提供していくとともに、学校・地域・事業所などで環境教育を実施し、環境問題に対する市民の意識の醸成を図る。
集団回収の推進	子ども会、自治会等の集団回収に取り組んでいる団体に対し、「資源回収補助金制度」として補助金の交付を継続するほか、「資源回収協力店制度」や情報発信の充実により、集団回収の推進を図る。
生ごみ減量化・食品ロス削減の推進	食材の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りをさらに推進するため、情報発信を強化する。また、フードドライブの取組を継続する。
使い捨てプラスチック削減の推進	消費者に提供される使い捨てプラスチック（スプーン・ストローなど）の削減に向けた周知を図るとともに、事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減への協力を促す。
プラスチック使用製品の資源化の推進	プラスチック資源循環促進法に基づき、これまで燃やせるごみとして収集していたプラスチック使用製品の資源化について、調査・検討を行う。
事業系ごみの適正排出の指導	事業系ごみの展開検査や排出事業者への指導を定期的実施するほか、多量排出事業者には一般廃棄物減量計画書の作成・提出を求める。また、適正排出に向けて指導を強化するとともに、ごみの減量化や資源化を促進する。
リユースの推進	環境にやさしい行動としてリユースの取組を推進するため、SNS等様々な媒体を活用して周知啓発を行う。
個人、団体、事業者の表彰制度の実施	「ふくやま環境賞」等により、環境にやさしい取組を実践する個人、団体及び事業者を表彰し、その活動をより一層発展させるよう努める。
地域イベント等における環境情報の提供	地域のイベント等に参画し、環境啓発や環境情報の提供に取り組む。
環境関連施設の見学会の推進	環境関連施設の見学会を継続し、市民意識の高揚を図る。
小型家電の資源化の推進	宅配回収サービスや公共施設での拠点回収について情報発信を行い、小型家電の回収を推進する。
紙類の更なる資源化の推進	走島町を除く市域において、紙類（新聞、雑誌及び段ボール）の行政回収を行っているが、菓子箱などの資源化が可能な紙類が燃やせるごみとして出されていることから、回収拠点の拡充に努めるとともに、周知啓発を行う。
情報発信ツールを活用した情報提供の推進	市民や事業者に対し、ごみの減量やリサイクルについて周知啓発するため、広報誌やHPのほか、SNS、チャットボット等を利用した分かりやすい情報発信ツールを充実していく。
民間事業者を活用したリサイクルの推進	本市では、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の新規許可並びに業の実績のない者への許可更新は、基本的に認めていない。今後は、新たなリサイクルルートを確保し、資源化をさらに促進させるため、福山市一般廃棄物処理基本計画に準拠したリサイクルを行う民間事業者に対し、品目及び処理方法を限定した一般廃棄物処理業の許可等を検討する。



高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の検討	今後も高齢者人口の増加が見込まれており、高齢者のみの世帯などの増加により、家庭からの日々のごみ出しに課題が生じることも考えられることから、高齢者や障がい者のごみ出し支援の実施に向け、モデル事業を実施する。
新たな中間処理体制の構築	ふくやま環境美化センターでのごみの受入れを開始するとともに、府中市、神石高原町との広域処理を行う。また、リサイクル工場等の資源化施設の今後の方向性についても検討する。
新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築	ごみの収集運搬は、ごみ処理事業において市民にもっとも近い接点の部分であり、排出されるごみを生活環境の保全上支障がないよう速やかに収集し、中間処理施設へ搬入する必要があるため、引き続き、中間処理施設体制の方向性を見据えた効率的な収集運搬体制を検討する。
最終処分量の削減と延命化方法の検討	最終処分場には、中間処理残渣、町内清掃土等が搬入されているが、残余容量に限りがあるため、搬入量の減量等、延命化の方法について検討する。
不法投棄対策	定期的パトロールや自治会（町内会）・市民等からの連絡による情報把握、地域住民や警察署等との協働による不法投棄物の撤去作業等の取組を、市民等の協力を得て継続的に実施する。
在宅医療廃棄物等の適正処理	医療機関等の協力による適正処理を推進するとともに、市民等に対する適正排出に関する啓発を行う。また、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。
リチウムイオン電池等の適正処理	「燃やせる粗大ごみ」の日（年4回）に「二次電池（充電式電池）」の回収を行う（排出者において一般社団法人JBR Cの協力店へ持ち込むことも可能）。リチウムイオン電池等は、破損・変形により発火・発煙の危険性があり、収集車両や処理施設での火災の原因となる可能性があるため、市民に適正排出の推進に向けた情報提供を行う。
処理困難物の適正処理	市民に対して、適正排出に関する情報発信を行う。また、事業者による回収・引取を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法等による処理を行う。
災害廃棄物対策	多発する災害に備え、福山市災害廃棄物処理計画に基づき、市民や事業者に向けた災害廃棄物の排出方法の情報提供を行い、理解と協力の確保に努めていく。また、災害廃棄物の仮置場の選定等について検討する。

液状（し尿）一般廃棄物収集運搬業許可業者・区域

別表1

業者名	区 域
朝日環境衛生（有）	旭町、入船町、王子町、卸町、霞町、川口町、木之庄町、北本庄、草戸町の一部（芦田川より東側）、熊野町、光南町、向陽町、桜馬場町、地吹町、清水ヶ丘、昭和町、住吉町、高美台、多治米町、千代田町、長者町、坪生町、坪生町南、寺町、道三町、奈良津町、西町、西桜町、野上町、花園町、東町、東川口町、久松台、古野上町、本庄町中、御船町、御門町、緑町、港町、南町、南手城町、南本庄、明治町、紅葉町、緑陽町、若松町及び神辺町（旭丘・上竹田・下竹田）
共栄サービス（有）	今町、胡町、沖野上町、笠岡町、神村町の一部（県道松永・新市線より東側、国道2号より南側）、北美台、北吉津町、佐波町、三之丸町、城見町、新涯町、新浜町、大黒町、宝町、西新涯町、延広町、東桜町、東吉津町、伏見町、船町、本町、松浜町、丸之内、明王台、元町、吉津町、横尾町、横尾町一丁目・二丁目、駅家町（今岡・大橋・上山守・下山守・近田・坊寺・向永谷）及び神辺町（下御領）
（有）川崎商事	青葉台、赤坂町、伊勢丘（五丁目12の一部）神島町、春日町、春日台、春日池、郷分町、瀬戸町、津之郷町、能島、東手城町、東明王台（1番の一部・3番の一部・4番の一部を除く。）、日吉台、山手町及び神辺町（川南）
来山環衛工業（有）	草戸町の一部（芦田川より西側）、田尻町、鞆町、東明王台（1番の一部・3番の一部・4番の一部）、箕沖町、箕島町、水呑町、水呑町三新田一丁目・二丁目、水呑向丘、駅家町（中島・法成寺）、北匠町の一部（1番12～15、1番34～39、1番46～52）及び神辺町（上御領・八尋）
（有）佐伯商事	伊勢丘（五丁目12の一部を除く。）、大谷台、加茂町、鋼管町、蔵王町、城興ヶ丘、大門町、東陽台、西深津町、東深津町、引野町、引野町北、引野町東、引野町南、平成台、幕山台、三吉町、三吉町南、南蔵王町、明神町、山野町、駅家町（雨木・助元・新山・服部永谷・服部本郷・弥生ヶ丘）、北匠町の一部（1番12～15、1番34～39、1番46～52を除く）及び神辺町（東中条・西中条・三谷）
西日本興業（有）	曙町、一文字町、千田町、手城町、御幸町、駅家町（江良・倉光・万能倉）及び神辺町（徳田・新徳田・湯野・新湯野・箱田・平野）
（有）アイ・クリーン	今津町の一部（本郷川より西側）、今津町四丁目の一部（市道松永中央線より南側）、今津町五丁目の一部（市道今津27号線より西側）、今津町六丁目・七丁目、金江町の一部（市道藤江50号線・市道柳津金江1号線より北側、鞆松永線より西側）、神村町の一部（県道松永・新市線より西側、市道本郷神村2号線・市道神村宮前幹線・松本4号線・市道神村124号線及び128号線を結ぶ道路より北側）、高西町、東村町、本郷町、松永町二丁目・三丁目・六丁目・七丁目、南今津町、南松永町、柳津町及び神辺町（川北）
（有）フジメンテナンス	今津町の一部（本郷川より東側）、今津町二丁目・三丁目及び四丁目の一部（市道松永中央線より北側）、今津町五丁目の一部（市道今津27号線より東側）、金江町（市道藤江50号線・市道柳津金江1号線より北側のうち鞆松永線より西側を除く。）、神村町の一部（県道松永・新市線より西側、市道本郷神村2号線・市道神村宮前幹線・松本4号線・市道神村124号線及び128号線を結ぶ道路より南側、国道2号まで）、藤江町、松永町、松永町一丁目・四丁目・五丁目、宮前町及び神辺町（道上・新道上・十三軒屋・十九軒屋・新十九）
（株）オガワエコノス	芦田町
（有）内海衛生社	内海町
（有）土井商事	新市町
（株）アースウイング	沼隈町

液状（浄化槽汚泥）一般廃棄物収集運搬業許可業者・区域

別表2

業者名	区域
朝日環境衛生（有）、共栄サービス（有）、（有）川崎商事、来山環衛工業（有）、 （有）佐伯商事、西日本興業（有）、（有）アイ・クリーン、 （有）フジメンテナンス、（株）オガワエコノス、（有）内海衛生社、 （有）土井商事、（株）アースウイング、（株）浄管センター、 （有）生必クリーナー	福山市内全域